

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」における

圧縮記帳等の考え方について

平成 31 年 4 月 11 日

中小企業庁 技術・経営革新課

平成 30 年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、国からの補助金を原資として、全国中小企業団体中央会から補助事業者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではないため、所得税法第 42 条又は法人税法第 42 条に規定する国庫補助金等に該当するか、質問が寄せられていました。

これに対して、当該補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については圧縮記帳等が認められる旨を、国税庁に確認しておりますことを周知します。

※ 当該補助金のうち、技術導入費、専門家経費等の固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、所得税法第 42 条又は法人税法第 42 条の規定を適用することはできません。